

埼玉県報

第 367 号 令和 4 年(2022 年) 11 月 29 日 火曜日

目 次

告示

- 志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会 福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の 変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福 祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福 祉課)
- O 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福 祉課)
- O 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の再開の届出(社会福 祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福 祉課)
- 箕和田用水土地改良区の土地改良事業(維持管理事業)計画の変更認可(農村整備課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 春日部都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 春日部都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 春日部都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)

0	春日部都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
0	幸手都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
0	春日部都市計画土地区画整理事業の都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(市街地整
	備課)
0	埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し(出納総務課)
0	埼玉県証紙指定売りさばき人の指定(出納総務課)
0	埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し(出納総務課)
0	一般国道140号の区域の変更(秩父県土整備事務所)
0	県道熊谷寄居線の区域の変更(熊谷県土整備事務所)
0	県道弁財深谷線の区域の変更(熊谷県土整備事務所)
0	運転免許取得者等教育を行う者に係る代表者変更の公示(運転免許課)
0	不在者投票を行うことができる施設の指定(選挙管理委員会)

埼玉県告示第千二百五十三号

法第二十条第二項の規定により、 で、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同志木市から志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの 11 て縦覧に供する。 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお

令和四年十一月二十九日

埼玉県告示第千二百五十四号

1 法第二十条第二項の規定により、 で、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項に 、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同川越市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの て縦覧に供する。 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお

令和四年十一月二十九日

埼玉県告示第千二百五十五号

第 五 た 中 を担当する機関として、 の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び第五十五条第一項 十五条第一項の 第十四条第四項においてその例によるも 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 規定による医療支援給付 次の者を指定した。 のための医療を担当する機関又は施術 のとされた生活保護法第四十 律 の促進並びに永住帰国 (平成六年法律第三十 九条及び

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一指定医療機関

シ 春日部梅田店薬局マツモトキョ	高柳歯科医院	アミリー歯科東松山いいはなフ	岡野歯科医院	長嶋医院	 カイン・ 	名称
	髙柳篤史	永吉 泰雄	慈会	長嶋 告郎	クリ 医療法人SPG	開設者名
春日部市梅田二—四—二二	幸手市中三—一四—四	東松山市六軒町一七—一七	一八 ふじみ野市鶴ヶ舞一―一八―	飯能市坂石町分二三七—二	階・四階 松原ツインタワービルA棟三草加市栄町二―一一一九	所 在 地
月一日 年十一	月一日 年十一	月一日 日 十 一	一 日 和 四 年 十 月	月一日 平成三十年七	一 日 和 四 年 十 月	指定年月日

ョンあやめ幸手 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ステーションふれあい訪問看護	いまれる I 、 s 訪	ョン 周 ありまる ありま ありま ありま	店ソレイユ薬局坂戸	谷宮前 産鳥 熊	能東町店クリエイト薬局飯	シ 所沢小手指店薬局マツモトキヨ	柳瀬川薬局ドラッグセイムス	なごみ薬局	成店
株式会社ファー	社会福祉 なわ	A I ,s 株式会社SUN	O L E I L L E L E	T 株式会社GRI	熊株式会社ファイ		トキョシ 株式会社マツモ	品	社從薬局合同会	みさと彦株式会社遠藤薬
フジB一○二号室	本庄市西富田六三四——	上尾市錦町九—八	久喜市吉羽一—三八—一六	坂戸市中小坂八九九―三一	熊谷市宮前町一—一三九	飯能市東町三二——	所沢市小手指町一—一五—一	志木市柏町六—二八—二二	三郷市鷹野三―二六〇―二	三郷市彦成二—三七七—一
一日 一日 一日 一日 一日 一日 一日 一日 一日 一月 一月 一月 一月 一月 一月 一月 一月 一月 一月	一 日 年七月	一日 日 和四年十月	月一日 年十一	一 日 和四年十月	一 日 甲十月	月一日 年十一	一 日 和四年十月	月一日 年十一	一 日 和四年十月	月 一 日 田 年 十 一

子 平 柳	介 藤 田	倉 地	高 橋	室田	湯 地	氏
亜	留 之	宏幸	利昌	拓 也	秀典	名
						住 所
O 一 訪問 シ W ジ 問 ェ 人 K 療	アッピ	アッピー	- O - 訪問 - ジョ - ※ - ※ <	ルサポード パープログラ	骨アルケア	名 施
ン 久 K 療 喜 E マ ス i ッ テ R サ	-治療院	- 治 療 院	V /	トリナ	ケ ア 狭 山 接	称
六コバ	上尾市	上尾市1	電 器 父 ヤ 市	七—一 郡		所
ヤシハウス	上尾市 二ツ宮九六四	上尾市二ツ宮九六四	才秩父店1	八里町に	狭山市東三ツ木五	在
次喜ステ六コバヤシハウス二○三 係EiR久喜市久喜中央二―四― 療マッサ	六四—	六四—	~~	七—一八 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	五 — 四	地
		<u> </u>	ストニー ム	六 四 一	I. A	
十 和 四 四 日 年	一 日 和 四 年	一日 日 十月	三日 和四年	十 和 日 四	十七日 年十月	指定年
十月	年 十 月	十 月	十 月	年 九 月	十 月	月 日

埼玉県告示第千二百五十六号

定による指定医療機関又は指定施術機関から、 お 特定配偶者の自立の支援に関する法律 並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 V 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び第五十五条第一項 てその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五 (平成六年法律第三十号) 次のとおり変更の届出 した中国残留邦人等及び 第十 十五条第一項の規 があった。 四条第四項に

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 指定医療機関

訪問看護スティ	か・内科クリニット みず泌 尿器	名
らん テー	ァ ニ ッ 器	称
所	名	変
在		更 事
地	称	項
七一二 书井二一八	たけうちクリニック	変更前
七—一五	クリニックしみず泌尿器科・内科	変更後

一 指定施術機関

駒 亮 平	氏
	名
施 術 所 名 称	変更事項
	変更前
たいら鍼灸治療室	変更後

埼玉県告示第千二百五十七号

届出があった。 とされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、 に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるもの 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の 次のとおり廃止の

埼玉県知事 大 野 元 裕

吉見歯科医院 比企郡吉見町	すみれ歯科医院 熊谷市佐谷田二一二医療法 人 互恵会	岡野歯科医院 ふじみ野市鶴ヶ舞一―	科「戸田市新曽一」「戸田市新曽一	山田クリニック 入間市下藤沢	長嶋医院飯能市坂石町	ク	
比企郡吉見町久保田一九〇一—二		を 舞一―一八―一八	八九七―三・一階	入間市下藤沢一二九二—一〇	飯能市坂石町分二三七—二	階 一	
令和四年八月十六	令和四年九月三十	令和四年九月三十	令和四年十月十三	令和四年九月三十	十日平成三十年六月三	九松原ツインタ令和四年九月三十	

日和四年九月三十	坂戸市中小坂八九九―三一	坂 戸	店のごう薬局
一日令和四年七月三十	東松山市大字東平一八八八—一		あさま薬局
日和四年九月三十	熊谷市宮前町一—一三九	熊谷	宮前店がツク
一日 七月三十	鴻巣市上谷六八三—二		かみや薬局
1000年九月三十	三郷市鷹野三―二六〇―二		なごみ薬局
日 令和四年十月十四	幸手市中三—一四—四		高柳歯科医院

埼玉県告示第千二百五十八号

届出があった。 とされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、 に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるもの 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の 次のとおり辞退の

埼玉県知事 大 野 元 裕

安田歯科医院	名称
蕨市中央四—二—一七	所在地
令和四年十一月三十日	辞退年月日

埼玉県告示第千二百五十九号

条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関とし 第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律 る介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定によ 次の者を指定した。

埼玉県知事 大 野 元 裕

		病院制ルノ台				名称
一鶴 四ヶ 四島 ○市 ― 川 折						所在地
会 医 療 法 人 菊 一						開設者名
療介 養護 管予 理防 指居 ランビ予 リ防 治療 アラリ防 ・ア・カリウ 					サービスの種類	
		日 令和四年十月一				指定年月日

一		建			
本本市本町	日令	·	ー 限 エ会 フ社	一西i 七二: 一: :	ふたば薬局
1	ì	導宅 療 養 管	-	深谷市上柴町	
上 上 上 上 上 上 上 上 上 上	日~	養護 管予 理 指居	ム・アイ・イー	Oi ; ;	本町店
□ 中	令	導宅 療養 管	有限会社工	市 本 町	ひまわり薬局
東 町東松山市木町 一 大谷 東光会 大社団 上 上 上 上 京藤法人社団 上 上 上 京藤法人麻葉 指導 上 上 京藤法人麻葉 上 上 上 京藤芸子防居宅療養管理指導 中	日	養護 管予 理防	ス :	九	め か 薬 居
三 一二四一七 原籍	令 for	指導審養管理	限 会 社 ア	松 山 市	7
三 一二四十本町一 医療法人社団 指導 原養管理 日令 日令 日令 日令 日令 日令 日令 日	日名	養 管 理 時 指居		七木	オレンジ薬局
二 一二四十七 東光会 方護予防居宅 一二四十七 東光会 介護予防居宅 熊谷市川原明 医療法人麻葉 指導 所護予防居宅 日 存養管理指導 日 中 日	<u></u>	導宅 療 養 管		公	
二 一二四一七 東光会 指導 日 戸田市本町一 医療法人社団 療養管理指導 日 指導 日 日 指導 日 日 おおいます。 日 日 おおいます。 </td <td>月平</td> <td>養護 管予 理防</td> <td>l (</td> <td>五谷 六市 九川 原</td> <td>明戸大塚医院</td>	月平	養護 管予 理防	l (五谷 六市 九川 原	明戸大塚医院
		導宅 療 養 管			
· 日京公丁 · 三家 · 二、上 · 一 · 指導 · 居宅療養管理	日令	養護 管予 理防 指居	光療 会 法	<u> </u>	リー
	ì	指導審養管理	7	₹	引光療 ②会法

埼玉県告示第千二百六十号

とい 自立 条の二第一項の規定による指定介 留 の規定により同条第一項 邦 \mathcal{O} 四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項 生活保護法 . う。 人等の とおり変更の届出が の支援に関する法律 円滑な帰国の促進並びに永住帰国 第十四条第四 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一 あった。 の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四 (平成六年法律第三十号。 護機関 (同条第二項及び中国残留邦人等支援法第 した中国残留邦人等及び特定配偶 以下 「中国残留邦人等支援法」 項及び 中国 者 残

令和四年十一月二十九日

んテの医	O.	業サ株	あ医	
ーション すずら 療法人社団みず	まわり薬局	所 ービス 三郷協 同	けとクリニック ニック	名 称
在事 地業 所 所	在事 地業 所 所	称事 業 所 名	称事 業 所 名	変更事項
二一八七一新十二十	一 北本 市 十 北本 宿	中 共株 中 中 村 村 会 業 ー ビ 福 ス 社 石 石 社 石 石 石 石 石 石 石 石 石 石 石 石 石 石 石	明戸大塚医院	変更前
五四 一二七 一一 十 一井	二九 九 一 緑三—	三 共株 邦 司 会 業 ー 社 所 ご 福 ス 社	リニック 会 あけとク 医療法人麻葉	変更後
介護予防訪問看護	理指導介護予防居宅療養管居宅療養管理指導	福祉用具貸与 特定福祉用具貸与 特定福祉用具貸与 有護予防福祉用具贩壳 以 用具贷	理指導	サービスの種類

ス羽衣ベストケアレジデン	センター議会居宅介護支援上里町社会福祉協	ション議会へルパーステー上里町社会福祉協
在事 地業 所 所	在事 地業 所 所	在事 地業 所 所
二新児 三里 一郡 六神 三川 町	七本本 木九三〇	七児 本郡 九三 〇町
六新児 里玉 一郡 八神 六川 一町	一 七本木 五 五 九 九 町	一 七本本郡 五五五 九町
介護 介護予防特定施設入 居者生活介護 と話介護	居宅介護支援	訪問介護

埼玉県告示第千二百六十一号

とい 条の二第一項の規定による指定介 自 留 の規定により同条第一項 1 邦 \mathcal{O} 四条第四項に 生活保護法 、 う。 とおり再開 人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 の支援に関する法律 \smile 第十四条第四 (昭和二十五年法律第百四十四号) の届出が おい てその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項 あった。 1項におい の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 (平成六年法律第三十号。 護機関 てその例に (同条第二項及び中国残留邦 よるものとされた生活保護法第五十四 した中国残留邦人等及び特定配 第五十四条の二第一 以 下 「中国残留邦 項及び 人等支援法第 人等支援法」 中国 偶 者 \mathcal{O} 残

埼玉県知事 大 野 元 裕

ケアプラン桜	名称
一二 所沢市山口六八一	所在地
居宅介護支援	サービスの種類
10000000000000000000000000000000000000	再開年月日

埼玉県告示第千二百六十二号

とい 自立 十四条第四項に 条の二第一項の規定による指定介 留 の規定により同条第一項 \mathcal{O} 邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 生活保護法 、 う。 とおり廃止 の支援に関する法律 \smile 第十四条第四 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一 の届出が おい てその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項 あった。 の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四 (平成六年法律第三十号。 護機関 (同条第二項及び中国残留邦 した中国残留邦人等及び特定配 以 下 「中国残留邦 項及び 人等支援法第 人等支援法」 中国 偶 者の 残

埼玉県知事 大 野 元 裕

大 塚 医 院	名 称
五熊谷市川原明戸	所 在 地
管理指導 居宅療養管理指導	サービスの種類
六 日 二 十 六 年 四 月	廃止年月日

埼玉県告示第千二百六十三号

計画の変更を令和四年十一月二十二日認可した。 る同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業(維持管理事業) 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用す

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一名称

箕和田用水土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県入間郡毛呂山町

埼玉県告示第千二百六十四号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一 次の雨水流出抑制施設は、 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成 項の規則で定める技術的基準に適合すると

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

許可番号

第二〇二一—三—〇号

一 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県上尾市大字領家字丸山三十四番二外四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

谷量 九百二十一・一三立方メートル

埼玉県告示第千二百六十五号

おいて縦覧に供する。 法第二十条第二項の規定により、 で、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同春日部市から春日部都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたの 当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課に

令和四年十一月二十九日

埼玉県告示第千二百六十六号

送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項にお春日部市から春日部都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの 部都市計画課において縦覧に供する。 いて準用する同法第二十条第二項の規定により、 当該図書の写しを埼玉県都市整備

令和四年十一月二十九日

埼玉県告示第千二百六十七号

二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第春日部市から春日部都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、 て縦覧に供する。

令和四年十一月二十九日

埼玉県告示第千二百六十八号

おいて縦覧に供する。 法第二十条第二項の規定により、 で、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同春日部市から春日部都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたの 当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課に

令和四年十一月二十九日

埼玉県告示第千二百六十九号

計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十宮代町から幸手都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市 覧に供する。 条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦

令和四年十一月二十九日

埼玉県告示第千二百七十号

第二十条第一項の規定により春日部市から春日部都市計画土地区画整理事業の変更都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法 お 法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課に に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項に いて縦覧に供する。 おい て準用する同

令和四年十一月二十九日

埼玉県告示第千二百七十一号

規定により告示する。 る埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)第六条第一項の規定によ 同条第三項の

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県越谷市大字恩間九百七十二番地 有限会社日本ユーエスケー

一 取消年月日

令和四年十一月三十日

埼玉県告示第千二百七十二号

り、 より告示する。 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)第六条第一項の規定によ 埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、 同条第三項の規定に

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県所沢市大字上安松千三百二十五番地の一

指定年月日 株式会社TアンドK

埼玉県告示第千二百七十三号

規定により告示する。 る埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)第六条第一項の規定によ 同条第三項の

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県熊谷市平戸千五百八十四番地 株式会社電工

二 取消年月日

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、 令和四年十一月二十九日から三十日 間 埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県秩父県土整備事務所におい て一般の縦覧に供する。

令和四年十一月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻 幸 二

一路線名 百四十号 一道路の種類 一般国道

三 道路の区域

新	IΒ	旧新
791		
上字六道二八二番一地先まで九番一地先から同郡同町大字本野秩父郡長瀞町大字本野上字原二四	上字六道二八二番一地先まで九番八地先から同郡同町大字本野秩父郡長瀞町大字本野上字原二四	区間
野四一四・七〇~一四・七五	八・六〇~一二・〇四	(メートル)敷地の幅員
二 三 三 · 五 五		(メートル)
		備
		考

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所におい その関係図面は、令和四年十一月二十九日から三十日 て一般の縦覧に供する。 間 埼玉県県土整備部道路環

令和四年十一月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巌

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 熊谷寄居線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
深谷市畠山字馬場一八五三番三地先まで深谷市畠山字馬場一八五三番地先から		区間
	七・八七~八・〇〇	(メートル)敷地の幅員
四二・六三		(メートル)
		備考

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十一月二十九日から三十日 間 埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所におい て一般の縦覧に供する。

令和四年十一月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巌

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 弁財深谷線

三 道路の区域

		旧	
新	新 旧		
		別	
同市東方字入郷一八二七番五地先まで深谷市東方字入郷一八二七番五地先から	同市東方字入郷一八二七番一地先まで深谷市東方字入郷一八二七番一地先から	区間	
二二•○六	二五・四六~二六・二六	敷地の幅員	
		(メートル)	
		備	
		考	

埼玉県公安委員会告示第199号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第1項の規定により認定した者から、 運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1 項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年11月29日

埼玉県公安委員会委員長 桐 澤 重 彦

施設の名称	変更事項	変更前	変更後
川越自動車学校	代表者の氏名	荻原 聡彦	横塚 元樹

埼玉県選管告示第七十二号

投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。 第二号(他の政令において準用し、又は例による場合を含む。)の規定による不在者 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項

令和四年十一月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

病院	老人ホーム	老人ホーム	病院	老人ホーム	種別
朝霞厚生病院一般財団法人 関東厚生福祉会	ユニット型 けやき野の森社会福祉法人 苗場福祉会	従来型 はやき野の森社会福祉法人 苗場福祉会	クタウン 薬の園・越谷レイ医療法人社団 葵会	ケアハウス 藤の郷社会福祉法人 藤香会	施設の開設主体及び名称
地场玉県朝霞市大字浜崎七百三番	一		五番地一埼玉県越谷市東町五丁目百五十	十二番三十号埼玉県秩父市日野田町二丁目二	所 在 地